

徳島県規則第七十三号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の4中「地域創生部副部長又は地域創生部次長」を「地域創生防災部副部長又は地域創生防災部次長及び地域創生観光部副部長又は地域創生観光部次長」に、「及び」を「並びに」に改め、同号の12中「総合県民局地域創生部」を「総合県民局地域創生防災部、総合県民局地域創生観光部」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項中「並びに総合県民局地域創生部」を「、総合県民局地域創生防災部並びに総合県民局地域創生観光部」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月十八日から施行する。